

体外循環技術認定士認定試験・資格更新付則

第1条 受験資格

受験申請を希望するものは以下の項の基準を有することとする。

1. 日本人工臓器学会および日本体外循環技術医学会の正会員であること。
2. 心臓血管外科専門医認定機構が認定する施設（関連施設を含む）において、体外循環に関する経験が下記の年数（*注1）を満たす者であること（*注2）。常勤あるいは常勤に準じるものとし、アルバイトは認めない。
 - ① 医師（心臓血管麻酔専門医・心臓血管外科専門医）・・・経験 1年以上
 - ② 医師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3年以上
 - ③ 臨床工学技師・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3年以上
 - ④ 看護師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3年以上
 - ⑤ 准看護師（高校卒業）・・・・・・・・・・経験 4年以上
 - ⑥ 准看護師（中学卒業）・・・・・・・・・・経験 5年以上
3. 日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラム（*注3）を履修し、所定の単位を取得した者。
4. 日本人工臓器学会教育セミナーを1回以上受講した者。
5. 4.とは別に認定委員会が定めた日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本人工臓器学会の体外循環セミナーで10ポイント以上取得した者。
6. 30症例以上の体外循環の操作経験がある者（*注4）
7. 医療法に定められている病院に常勤していること
以下に該当する者は除く（資格更新についても同様とする）。
 - 精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者
 - 目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者

注1 免許交付日からの経験年数を基準とする。

注2 認定施設、基幹施設、関連施設外の経験においては合同認定委員会にて審議のうえ、判定することとする。

注3 日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムは表1を参照すること。

注4 症例提示として認められる該当者は1症例あたり体外循環記録の筆頭者である主操作者1名のみ（記録中の自らの名前を○で囲むこと）。患者氏名やID等の個人を特定される可能性のある情報は提出時に必ず削除すること。

第2条 試験方法

筆答試験および口頭試験とする。

第3条 申請書類

本規定により受験を希望するものは、以下の項の書類を提出する。

1. 受験申請書
2. 受験資格の各証明書
 - a. 医師・臨床工学技士・看護師の場合 免許証の写し
 - b. 准看護師の場合 免許証の写しおよび卒業証明書
3. 『日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書』（1回分以上）の写し
4. 『日本体外循環技術医学会体外教育セミナーカリキュラム受講修了証』の写し
5. 10ポイントに相当する日本胸部外科学会か日本心臓血管外科学会あるいは日本人工臓器学会の教育セミナーの写し
6. 30症例以上の『体外循環記録原本』の写しと『体外循環業務施行証明書』
7. 受験料振込み時の受領証の写し

第4条 受験料

申請者の納入する費用は以下のとおりとし、納入された費用は、いかなる理由があろうとも、返却しない

試験 15,242 円（受験料 15,000 円・郵送料 242 円） 資格更新費 10,000 円

第5条 合格発表の通知および認定証・資格更新証の交付

合格者受験年の学術集会にて認定証を交付する。資格更新者は学術集会後に交付する。

第6条 個人情報の開示する場合の取り扱い

認定試験合格者および資格更新者は指名を学会誌・HP等により開示することがある。

第7条 体外循環技術認定士認定資格失効時の救済措置

資格を失効した場合には、事情により試験を免除することがある。

第8条 資格更新に必要な条件

1. 過去5年間（更新年を含む）の内に認定委員会が定めた日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本人工臓器学会の教育セミナーで10ポイント以上取得したもの（日本人工臓器学会教育セミナーは1回10ポイントです）。
2. 過去5年間（更新年を含む）の内に日本体外循環技術医学会教育セミナーを1回以上受講していること。
3. 常勤の病院勤務を原則とし、アルバイトなどの非常勤は認めない。
4. 過去5年間（原則2014年1月1日から2018年12月31日）の30症例以上の『体外循環記録原本』の写しを添付すること。
症例提示として認められる該当者は、体外循環記録の筆頭者である主操作者1名および2番目の操作者（指導者）。

患者氏名や ID 等の個人を特定される可能性のある情報は、提出時に削除すること。

以下に該当する者は除く

- a. 精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者
- b. 目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者
- c. 日本体外循環技術医学会の会員であり、かつ日本人工臓器学会の正会員であり、会費を完納していること

第 9 条 資格更新申請書類

1. 資格更新申請書
2. 10 ポイントに相当する日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会あるいは日本人工臓器学会の教育セミナーの受講証明書の写し。
但し、更新年に日本人工臓器学会教育セミナーを受講して更新する場合は、その旨申し出て受講後直ちに参加章の写しを下記事務局へ送付すること。
3. 体外循環技術医学会教育セミナーの受講証（ネームカード）の写し
4. 更新料振込み時の受領証の写し
5. 30 症例以上の『体外循環記録原本』の写しと『体外循環業務施行証明書』
6. 会費完納の証明書類として会員ページにある JaSECT 会費納入履歴のページコピーを付けること。JSAO 分は事務局にて確認をする。

受験要綱・更新規約・認定資格の再取得については、日本人工臓器学会ホームページ（www.jsao.org）に掲載する。

平成 24 年 3 月 13 日一部改訂、直ちに施行
平成 28 年 3 月 14 日一部改訂、直ちに施行
平成 29 年 3 月 30 日一部改訂、直ちに施行
平成 30 年 3 月 5 日一部改訂、直ちに施行